

令和2年 第1回定例会

施政所信表明

小竹町長 松尾勝徳

目 次

- 1 はじめに
- 2 まちづくりについて
- 3 福祉施策について
- 4 国民健康保険及び後期高齢者医療について
- 5 健康増進施策について
- 6 環境対策について
- 7 農林業の振興・整備について
- 8 商工業の振興・観光まちづくりについて
- 9 河川・道路整備事業について
- 10 町営住宅施策について
- 11 学校教育について
- 12 社会教育について
- 13 病院経営について
- 14 上水道事業について
- 15 下水道事業について

1 はじめに

令和2年第1回定例会の開会に当たり、令和2年度の本町の町政施策に関し、所信を述べさせていただき、今後の町政運営につきまして、議員各位そして町民の皆様方に、御理解と御協力をお願い申し上げます。

長年の懸案事項でございました新庁舎が本年3月31日に完成、5月7日から開庁します。新庁舎につきましてもは防災拠点機能を備え、また、町民の皆様が安心して利用できるよう、全てのフロアをバリアフリー化しております。新庁舎は、小竹駅西口に位置しており、小竹団地誘致企業との連携を深めることと合わせて、小竹駅を中心とした小竹駅西口周辺開発を町の重点施策と位置づけ、移住定住促進へとつなげてまいります。

平成27年度に策定した「第6次行政改革大綱」につきましてもは、毎年度、外部有識者により決算認定後に行政改革実施計画の達成状況について検証を行っていただきました。この検証における御意見を参考に、機構改革も含め、「第7次行政改革大綱」を策定します。

町民の皆様とともに知恵と力を出し合い、定住促進による税収増をはじめとする収入の確保と、実施事業の重点項目を精査した上での取捨選択による支出の抑制を図り、将来にわたって持続可能なまちづくりを行うため、この行政改革を断行し、行財政基盤の確立を目指します。

また、まちづくりを行う上で、人と人とのつながりを欠くことはできません。そのため、行政改革によることと併せて、豊かな心を醸成し、人権擁護の確立された差別のないまちづくりを実現するため、「小竹町あらゆる差別の解消の推進に関する条例」を、本定例

会に上程しております。

本年も、悩み迷いながらも自らを厳しく律し、引き続き「暮らしを支える絆社会」を目指し、本町の山積しております諸課題に全力を傾注し、邁進する覚悟であります。

次に、最近の地方財政をめぐる状況及び本町の財政状況について、述べさせていただきます。

まず、我が国の経済につきましては、長期に渡る好景気を持続させており、GDPは過去最大規模に達し、地方における経済は厳しいながらも好循環の前向きな動きが生まれています。

経済の先行きについては、緩やかな景気回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を注視する必要があります。

こうした経済状況を踏まえて政府は、令和2年度における地方財政対策として、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和元年度を7,246億円上回る額を確保しています。

さて、本町の財政状況でございますが、歳入におきましては、地方交付税を令和元年度並に確保できるものの、臨時財政対策債は抑制されるため、財政状況の改善には至らないものと予想されます。

歳出におきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業をはじめとし、依然として社会保障費や公債費が多くを占め、大幅な財源不足が生じるなど、非常に厳しい予算編成を強いられました。

この状況に対し、財政規律を維持するため、予算の執行実績を的確に踏まえ、消費的経費の自然増を見逃すことなく、投資的事業を含めた歳出全般について徹底した節減合理化に努め、予算を編成いたしました。こうして編成いたしました令和2年度予算の概要について、御説明申し上げます。

令和2年度の総額は、一般会計で48億9,083万4千円、国民健康保険特別会計など6特別会計で、26億9,706万5千円となりました。これらを前年度と比較しますと、一般会計では、17.4%の減、特別会計では、9.9%の増となっております。

以下、個別の課題について述べさせていただきます。

2 まちづくりについて

まちづくりにつきましては、小竹町の将来像実現のために「住みたい・育てたい・訪ねたい・あなたが主役 幸せ実感 小竹町」をキャッチフレーズに掲げた「第5次総合計画」の実現に向け、主要施策の各実施計画を着実に推進してまいります。

少子・高齢化や人口減少社会に対応する施策の推進は、喫緊の課題です。町外からの移住・定住の促進、働く場の確保や住民の社会参加などにより課題解決に向けた地域づくりが求められています。令和2年度からの「まち・ひと・しごと創生 小竹町人口ビジョン・総合戦略 第2期」の着実な推進を図るとともに、小竹駅西口周辺開発については、誘致企業であります小竹団地との連携や新庁舎開庁との相乗効果が得られるよう、商業施設等、生活サービス機能関連企業の立地などを重点施策として進めてまいります。

地域公共交通の確保・維持につきましては、地域公共交通会議を設置し、「本町にとって望ましい公共交通のすがた」を明確に示していただき、地域の実情に見合った、効率的で利便性の高いシステムを確立できるよう、新たな地域公共交通の導入を図ってまいります。

地域コミュニティの推進につきましては、町民の皆様との協働・共生により進めていくことが必要であり、そのためには、人材の育成や自治会を含めたまちづくり団体との連携が不可欠です。本町におきましても、自治会の活発な活動が地域社会の絆づくりの中核となるよう、自治会に対する補助制度の周知や支援を行ってまいります。

引き続き、「分かち合い、支え合い、助け合う」地域づくりに向けて力を注いでまいります。

防災・減災対策につきましては、地球温暖化危機が叫ばれ、異常気象により多発する集中豪雨や、昨年に関東地方に甚大な被害をもたらした巨大台風、地震など、いつどこで災害が発生してもおかしくない状況です。町民の皆様生命・財産を守ることは行政の責務であるため、令和2年度は、防災計画及びハザードマップの改訂、国土交通省、気象庁などの関係機関や自主防災組織との連携強化、防災訓練の実施など、積極的に進めてまいります。

防犯活動につきましては、警察及び町民の皆様とともに、啓発活動等に積極的に取り組みます。

また、地域の安全、安心、生活環境の保全のためには、空家対策が喫緊の課題であります。本町におきましても、空家バンクを開設し、対策に努めております。引き続き、空家バンクへの登録

を促し、民間事業者と連携し、空家対策の促進を図ってまいります。さらに空家予備軍を空家にしないための対策につきましても、県と協議し、推進してまいります。

3 福祉施策について

近年、少子高齢化や生活困窮世帯の増加、家族関係の希薄化などを背景として、自分の力だけで日常生活を営むことが困難な方が増加していることや、支援を必要とする人たちの抱える福祉ニーズの複合化、複雑化が深刻な課題となっています。

本町におきましても、「第5次小竹町総合計画」において、「やさしさを感じ、住みたいと思える町」をまちづくりの基本テーマのひとつに掲げており、地域やコミュニティでつながり支えあい、社会から孤立する人を生まない福祉施策を進めております。

障がい者、障がい児施策につきましては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児支援の提供体制の計画的な整備、地域生活支援拠点の整備、福祉施設入所者の地域生活への移行等を掲げ、障がい者が親亡き後も安心して地域で生活することができるよう、緊急時の対応や専門性のある相談支援、移動支援など、必要なサービスが適切に届けられる体制の構築を図ります。

子育て支援施策につきましては、全ての子どもの権利を保障し身近な場所において支援を行うため、小竹町要保護児童対策地域協議会と連携し、児童虐待の予防・早期発見に努めるとともに、妊娠期から家庭の実情を把握し、包括的な支援の実施、関係機関との連携において中心的な機能を担う「家庭総合支援拠点」の設

置に向けて準備を進めてまいります。

こども園につきましては、園児の心身の発達に応じたきめ細やかな支援を取り入れた教育・保育の実施と安全柵等の設置を行い、園児が安心してのびのびと活動できる保育環境の整備に努めます。また、こども園内に設置している地域子育て支援センターでは、親子で参加できる交流の場を設けたり、「一時預かり」や「乳児家庭全戸訪問」を実施するなど、育児相談や子育てに関するサービスを提供し、町内の子育て世代の交流及び支援の充実に取り組んでまいります。

高齢者施策につきましては、高齢化率が、41.06パーセント、要支援・要介護の認定者数は686人、世帯状況では、高齢者の独居世帯又は夫婦のみの世帯が、全世帯の40.8パーセントを占める状況となっているなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、保健事業と介護予防を一体的に行い、医療・保健の情報を共有・分析し、情報を一元化することにより、効果的な介護予防を実施してまいります。あわせて、高齢者の在宅生活の支援の充実を促進するため地域包括支援センターを中心に社会資源の把握や地域の連携強化を図り、高齢者本人、その家族も支援していける地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。また、自動車運転免許証を自主返納された高齢者への支援策として、タクシー利用券交付事業を実施してまいります。

高齢者の生きがいづくりや予防に力点を置き、「健康長寿・老楽の町」づくりを目指してまいります。

以上、福祉施策につきましては、令和2年度は、柱となる地域福

祉計画のほか、各種計画を策定することとしております。町民の皆様が主体的に地域課題の把握に努め、解決を目指す地域づくり、関係機関が協働して課題解決に当たる包括的支援体制を図り、地域共生社会の実現に努めてまいります。

4 国民健康保険及び後期高齢者医療について

国民健康保険制度につきましては、新制度施行3年目に当たり、制度の趣旨と定着化が求められています。本町においても、「福岡県国民健康保険運営方針」のもと、県とともに、保険者としての事務を進めてまいります。令和2年度は、運営方針の中間見直しの年に当たるため、県の評価・見直しを踏まえながら、安定的かつ効率的な事業運営に努めてまいります。

本町における国保医療費水準については、依然として高い状況にあり、県に納める事業費納付金の額に大きな影響を及ぼしております。また、納付金の負担軽減を図るため時限的に実施されている激変緩和措置の見直しがなされたことから、本町の現行の国民健康保険税率で納付金を賄うことは困難な状況となりました。したがって、国民健康保険運営協議会への諮問、答申を経て、やむなく保険税の税額及び税率を改定することとし、本定例会に一部改正条例を上程しております。今後、被保険者の皆様にさらなる負担をお願いすることとなりますが、国民皆保険の基盤であり、セーフティネットの一つである国民健康保険制度が、持続可能なものとして運営されるよう、御理解をお願い申し上げます。あわせて、保険税の収納対策においても、引き続き所管課と連携し、期限内納付の推進及び滞納処分等の強化を図り、歳入の確保に努めます。

保健事業につきましては、納付金の算定に反映される医療費の適正化に資するものとして、生活習慣病予防及び疾病の重症化を防止するための特定健康診査受診率向上への取組や、ジェネリック医薬品の利用促進、重複多剤対策、健康教育の実施など、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を推進してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢化、長寿化の進行に伴い、被保険者数及び医療費の増加が見込まれています。今後も制度の安定運営を目指し、安心して医療が受けられるよう被保険者の皆様に対し、きめ細やかな対応に努めます。

国の進める「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」は、75歳を境に実施主体が変わる高齢者の保健事業と、介護予防事業を一体的に実施することで、高齢者の予防・健康づくりを推進することを目的としています。本町においても、高齢者の健康寿命の延伸に向け、関係課と連携しながら本格的実施に向け、取り組んでまいります。

5 健康増進施策について

誰もがいつまでも健康で生きがいのある生活を送るため、「自らの健康は自ら守る」を基本に、関係機関と連携し、年齢に応じた健康づくりの支援と普及啓発を行います。

昭和61年度に建設しました保健センター施設は、老朽化や情報業務の精度向上化に伴い、保健センター業務を新庁舎へ移し、業務の充実に努めてまいります。このことにより、「小竹町保健センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を本定例会に上程しております。

母子保健事業につきましては、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供するため、令和2年度から子育て世代包括支援センターを開設します。昨年から実施している助産師による産前産後訪問を中心とした子育て支援と、助産院での産後ケアにおいて、それぞれの段階に応じた不安などをできる限り解消していく支援を、関係課と連携しながら実施してまいります。

感染症予防対策につきましては、引き続き指定感染症等の対策についての健康危機に備え、県と連携し対策情報伝達訓練を実施します。また、予防接種につきましては、昨年から実施しております国の追加的対策として風しんの抗体保有率が低い年齢層の男性に対し、抗体検査を行い、抗体が不十分な対象者には、原則無料で予防接種法に基づく定期接種を実施します。感染による疾病の発症及び重症化を予防するため、円滑な定期予防接種に向けた取組を推進してまいります。

健康増進事業につきましては、疾病の早期発見、早期治療を図るため、関係団体と連携をとり、各種がん検診及び健康診査の受診率の向上を図りながら、疾病の早期発見や重症化予防を促し、町民の皆様健康づくりを支援してまいります。

6 環境対策について

春・秋の環境美化運動につきましては、「自ら住む町の環境は自ら守る」という環境意識の向上に努め、町民の皆様と協働しながら環境行政の推進を図ります。

家庭ごみにつきましては、排出量の抑制を促すとともに、処理費用の削減及び適正な処理体制の確保に努めます。

ごみの不法投棄防止や公害防止につきましては、関係機関との連携協力体制を強化し、生活環境の保全を図ります。

昨年4月に、ふくおか県央環境広域施設組合が設立されました。し尿や浄化槽汚泥等の処理施設及び火葬場について、今後も、運営方法や施設の再編等について関係市町と十分な協議を行ってまいります。

7 農林業の振興・整備について

我が国の農業を取り巻く情勢は著しく変化し、大変厳しい状況となっております。本町におきましては、農業者が意欲的に、かつ、安定した生産を行うことができるよう、今後とも積極的に支援してまいります。担い手の確保や地域農業の将来の方針などを盛り込んだ、人・農地プランを実現するため、農業委員会と連携し集落座談会を行いました。その中で、各農家に対して地域農業の課題についてのアンケートを実施し、現在分析等を行っております。農地利用について、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、様々な課題を地域の方と共に解決してまいります。

また、本町では、主食用米の転作作物として、新規需要米の生産に加え、環境にやさしい有機農業や九州産の黒大豆「クロダマル」の生産に取り組んでいます。これらの農産物を、6次産業化を見据えた上で、さらなる収益の向上等を図ることとしております。

有害鳥獣対策につきましては、捕獲率向上のため、地元猟友会や集落の協力のもと被害防止計画に基づき確実に実施します。

農業生産基盤の整備につきましては、近年の異常気象を勘案した

上で計画的に整備を行うため、農業者や関係機関と調整を図り、災害を未然に防止することや安全に農作業ができる環境づくりに努めてまいります。

8 商工業の振興・観光まちづくりについて

商工業の振興につきましては、町内の中小企業者においても人手不足の課題に直面しており、現在の生産力を維持・向上させるため、令和2年度も引き続き中小企業者へ先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上を図ります。地域経済の持続性を高めていくためにも、新たな企業家の創出のための支援や、店舗の新築・増改築を行う事業者への補助金の交付などの継続的な支援に加え、経営相談機関であります直鞍ビジネス支援センターとの連携を引き続き図ってまいります。

観光の振興につきましては、町の魅力を共有しながら小竹町観光まちづくり協会と連携して観光誘客の増大を図ります。特に、観光入込数を見込める施設を中心に、歴史的観光資源である長崎街道沿いの観光などそれぞれの地域との連携を図りながら回遊性を高める取組を進めてまいります。また、観光客を増やしていくため、県や近隣市町との広域連携を強化し魅力的な観光ルートの整備にも取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、令和元年度は新たな返礼品の掘り起こしや情報発信、インターネットによる寄附金受付の強化に取り組んだことにより、前年度の倍以上の寄附金をいただくことができました。引き続き、町内産業の振興に寄与できるよう、さらなる返礼品の掘起こしや返礼品の魅力を広くPRし寄附金の増大を図って

まいります。

消費者行政につきましては、消費者行政活性化基金を活用して、町民の皆様が被害に遭わないように、パンフレットの配布など啓発活動を行います。今後も引き続き、地域住民の皆様が安全に安心して生活できるよう、関係機関と連携して消費者行政の充実に努めてまいります。

9 河川・道路整備事業について

道路整備につきましては、過疎対策事業で町道千谷・塩頭線の道路補修工事を施工し、社会資本総合整備事業の防災・安全社会資本整備交付金において、橋梁の安全性確保のための定期点検を実施するほか、小竹団地内の町道南良津・勝野幹線の道路舗装補修工事を引き続き実施してまいります。

また、道路法面对策として権現堂2号線法面改修工事及びニュータウン6号線法面改修工事を実施してまいります。

10 町営住宅施策について

町営住宅につきましては、老朽化した住宅や入居者の状況を踏まえながら、建替え及び改善・改修を行い、長期的に、良好な維持管理ができるよう努めてまいります。

七福町営住宅につきましては、入居者の安全で快適な居住環境の確保のため、災害に強い鉄筋コンクリート造の住宅を令和4年9月の竣工に向けて、建替えを実施してまいります。

改良住宅その他の団地につきましては、令和3年度からの公営住宅等長寿命化計画を策定する中で、既存の住宅ストックを有効に活

用し、入居者のニーズに対応した住宅整備を推進するとともに、本町全体の均衡のとれた発展を目指し、地域の活力となる住環境の形成を図ってまいります。

11 学校教育について

教育分野については、「小竹町教育大綱」に基づき、小竹町を愛し、元気な町民を育むための教育施策を展開してまいります。学校教育においては、急速に変化する、予測が困難な社会に主体的に関わり、自ら考え、自らの可能性を発揮し、未来を創り出すたくましい子どもを育むため、『こたけ「つながる」学びのプロジェクト』を推進し、町内全小中学校、地域、家庭及び専門機関がつながり、一人ひとりに合った、きめ細やかな学習指導、学校間における学力向上策の共有など、より質の高い教育を目指します。

国が示した「Society 5.0（ソサエティ5.0）」により実現される社会は、人工知能、ロボットや自動走行車等の技術発展により、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差等の課題を克服することで、希望を持てる社会、世代を超えて互いに尊重しあえる社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会です。このような革新技術により変革がもたらされる社会において、学校教育には高度な知識や技術をもった人材を育成することが求められ、令和2年度から改定されます新学習指導要領においては、情報活用能力が言語能力と同様に学習の基盤となる資質・能力として位置づけられています。

本町においては、児童・生徒が社会の変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の作り手として、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成するために、既に平

成30年度から人型ロボットを活用したプログラミング教育を実施しており、さらに令和2年度からは、文部科学省が推奨を決定している一人一台タブレットをいち早く導入したいと考えております。

学校施設につきましては、平成30年度に策定した小竹町学校施設整備第8次5か年計画に基づき、安心して安全な環境下で学習が進められるよう、プール設備、体育館照明の改修に取り組みます。

学校給食につきましては、安全で栄養バランスの取れた給食を提供し、子ども達が望ましい食習慣を身につけ、食材を通じて地域の自然や文化などについての理解を深め、食への感謝の気持ちを育んでいけるよう引き続き食育を推進してまいります。また、本町議会で議員から御指摘をいただいております学校給食費の徴収につきましましては、本年4月から公会計化及び口座振替を実施し、徴収管理業務の効率化を図ります。

12 社会教育について

青少年の健全育成、生涯学習・社会教育の推進につきましては、今後とも関係機関との連携を深め、学びを通じた人づくり、地域づくりを進めてまいります。特に、多様化する学習グループやボランティア等に適切に対応し、地域の社会教育を充実させるため、社会教育関係者やボランティア等への研修の充実を図ります。

スポーツの振興につきましては、関係団体と連携で実施したスポーツフェスタは、世代を問わず誰もが楽しめる交流の場として捉え、昨年からはチーム対抗戦を取り入れ、約150名参加していただいております。さらに地域一団となって世代を問わず参加できるように内容等を工夫して、より一層町民の皆様の健康増進と地域コミュニ

ティの活性化に努めてまいります。従来からの各種スポーツやニュースポーツにつきましても、その普及と振興に努め、各活動団体への支援を積極的に行います。

文化財の保護及び整備につきましては、昨年、アルコ号の修復が完了しましたので、今後は町指定文化財に登録を行うことと、小竹町としての貴重な文化財を保護し、かつ、郷土の資源、歴史を活用した地域教育活動を推進してまいります。あわせて、町の文化財を小中学校の授業等に活用し、子どもたちが観て、触ることで、歴史と伝統を重んずる心を育成し、郷土への誇りと愛着をさらに深めるよう努めてまいります。

人権教育につきましては、先ほど申し上げました、「小竹町あらゆる差別の解消の推進に関する条例」の理念に則り、日常生活において人権尊重の意識が自然に現れるような「人権感覚」を養うための啓発活動を推進します。また、あらゆる差別の解消に向け、関係機関と連携協力し、より一層の努力をいたします。

13 病院経営について

本町の病院事業は、地域における公的医療機関として地域医療を確保するとともに、健康維持のための公衆衛生活動等を行うことで、地域住民の福祉に資するための役割を担っております。

令和元年度は、4年間の小竹町立病院経営健全化計画の最終年度です。経営の健全化に向け、患者数の確保、経費の抑制を行ったことで、資金不足比率は、経営健全化基準の20パーセントをこらうじて下回る見込みです。

令和2年度からは、常勤医師が3名体制となります。地域におい

て必要な病院として存続させるため、今後も、経営面、医療面等の再編に向けた改善を病院職員一丸となって行ってまいります。

14 上水道事業について

上水道事業につきましては、人口減少・少子高齢化と節水意識の高まりによる水需要の減少で給水収益が減少傾向にあり、老朽化した水道施設や管路の維持管理費が増加し、事業経営が年々厳しさを増している状況です。

将来にわたり、水道水を安定的に供給するため、着実に管路の更新を行い耐震化を進めます。また、水道水の安全性確保のため、水質検査計画に基づき、検査を実施します。

経営基盤強化につきましては、近隣自治体との事業の広域化も視野に、今後の経営方針を協議する検討会を継続します。あわせて、令和2年度は、水道利用者や専門家の意見を取り入れながら、中長期的視点に立った施設更新や投資財政計画を取りまとめた小竹町水道事業経営戦略の立案を進めるため、「小竹町水道事業運営審議会条例」を、本定例会に上程しております。

経営の基本原則であります企業の経済性を確保するとともに、安全・安心でおいしい水の供給に努めてまいります。

15 下水道事業について

遠賀川中流流域関連公共下水道事業につきましては、公共下水道の早期整備は、河川の水質や生活環境の改善、また、定住促進を進める上でも、本町の優先的に取り組むべき事業の一つです。住宅密集地を優先的に整備するとともに、七福町営住宅の建替えに併せた

整備を計画的に行ってまいります。また、流域直方・小竹幹線の延伸に伴い、御徳地区での整備に着手したいと考えております。工事が完了した地区につきましては、順次供用開始することとしており、すでに供用開始した地区とあわせて、接続促進に努めてまいります。

今後も、この公共下水道事業の将来に渡る持続可能な経営に向け、適時必要な見直しを行いながら、本町の財政状況にも十分に留意し、公共下水道整備を進めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、供用開始から20年以上が経過し、老朽化する施設の更新が今後の課題となっております。既に実施しました施設の機能診断に基づき、現在、改築・更新計画を策定しております。令和2年度は、この計画に基づき改築・更新を実施してまいります。経営面におきましては、未加入世帯や新築家屋の接続が僅かながらではありますが増加しております。さらなる接続促進に注力し使用料収入の確保に努め、より一層の経営健全化に努めてまいります。

以上、当初予算に関する主な項目、その他の諸施策について述べさせていただきました。

昨年5月に元号が改正され、「令和」の時代を迎えました。本年7月から、我が国でオリンピック・パラリンピックが開催され、変革のときを迎えております。

「できるかどうかじゃない。やろうとするかどうかだ。」これは、サッチャー元英国首相の言葉です。この言葉を胸に刻み、国や県を利用することはあっても頼ることなく、地方政府としてしっかりとまちづくりに挑んでまいる所存であります。

本定例会には、条例制定等議案 18 件、令和元年度補正予算 5 件、令和 2 年度当初予算 7 件の合計 30 議案を上程しております。よろしく御審議いただき可決賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、重ねて令和 2 年度の町政運営に対しまして、議員各位を始め、町民の皆様の御理解及び御協力並びに御支援を賜りますようお願い申し上げまして、私の施政所信表明とさせていただきます。